

平成28年度特定課題評価における二次政策評価の実施方針

1 趣 旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成28年度特定課題評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 基本的な考え方

二次政策評価に当たっては、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化等に対応し、適正かつ効率的に道費を活用する観点から、基金のあり方について、点検、検証等を行う。

3 評価の対象

- (1) 対象テーマ
基金のあり方について
- (2) 対象基金
道が設置した基金のうち、別に定める基金

4 評価の視点

北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）からの提言を踏まえ、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、必要な評価を行う。

具体的には、次の視点から必要な評価を行う。

- (1) 過去の執行実績等を踏まえた将来の需要見込みの妥当性
- (2) 運用方法の効率性・妥当性
- (3) 基金規模の妥当性
- (4) 事業を基金方式により実施する必要性
- (5) 今後の方向性

5 評価の実施方法

- (1) 評価調書の作成
各実施機関が作成した評価調書を二次政策評価調書とし、これに必要な意見を付して実施機関へ通知する。
- (2) 二次政策評価の調整
二次政策評価の検討など必要な事項については、別に定める。

6 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、専門委員会から意見を聴取するものとする。

7 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果については、実施機関が所掌する政策の企画立案をはじめ、総合計画の推進、重点政策の展開に反映するとともに、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。

8 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、二次政策評価の結果、意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該事業の実施機関（所管部局）においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。

9 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況については、適時に公表する。